

# 健保だより

2019-3 No.58

日本精機健康保険組合

## 平成31年度の 予算が 決まりました。

去る2月21日開催の第79回組合会におきまして、当健保組合の平成31年度予算が承認されました。健康保険料率、介護保険料率は変更しません。前年度予算比では、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金は増額となりましたが、別途積立金等を繰入れての運営で予算編成を行いました。

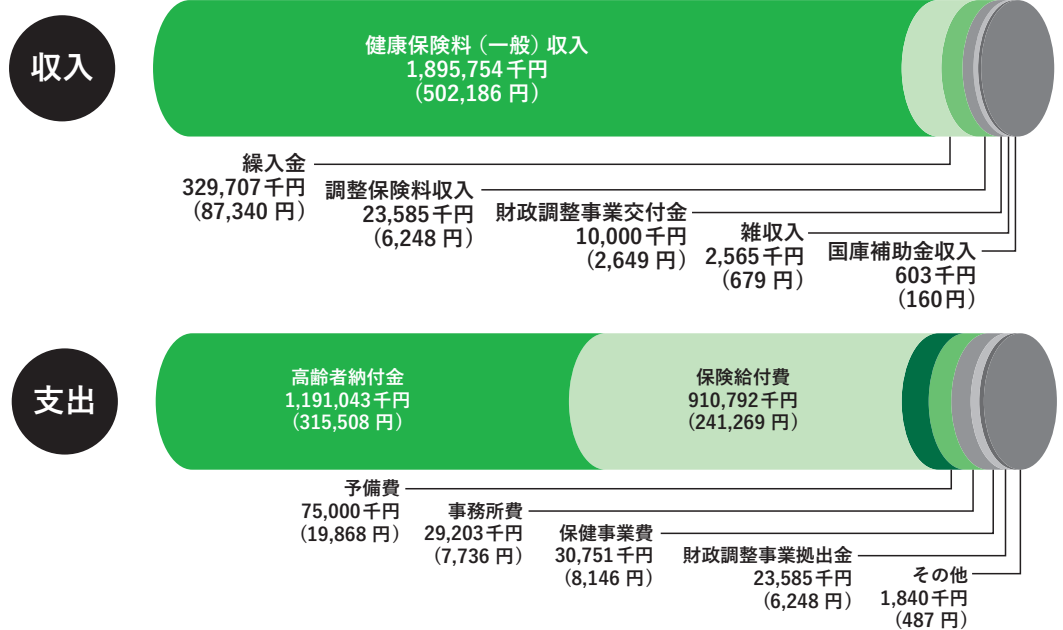
### 平成31年度収入支出予算

#### 一般勘定

※( )内は被保険者一人当たり予算

収入支出予算額  
22億6,221万円

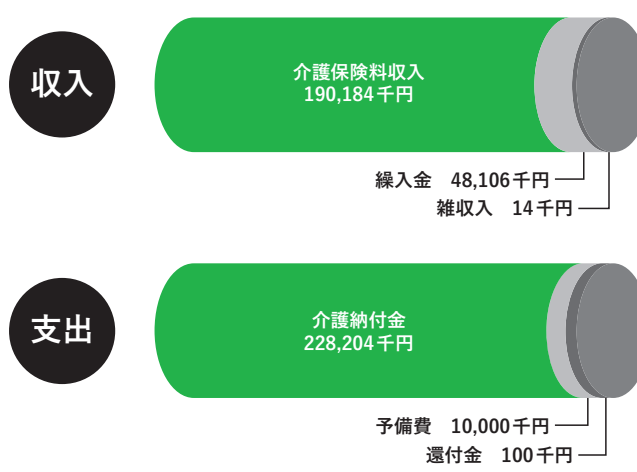
被保険者一人当たり  
599,262円



#### 介護勘定

収入支出予算額  
2億3,830万円

被保険者一人当たり  
112,673円



#### 予算の基礎数値(一般勘定)

被保険者数	3,775人
平均年齢	41.7歳
扶養率	0.87人

# 予算内容



## 主な収入

### ●健康保険料収入

健保組合の収入の多くは皆さんからの保険料です。  
保険給付費や高齢者医療制度及び保健事業等への支出に対応します。  
新年度は、前年度予算比 4.2%増の1,895,754千円を見込みました。(収入全体の83.8%)

### ●別途積立金繰入

前年度予算比では、新年度は前期高齢者納付金、後期高齢者支援金の支出が増額となったため、財産である別途積立金より329,707千円を収入として見込みました。(収入全体の14.6%)

### ●財政調整事業交付金

高額医療費の負担に応じて、健康保険組合連合会より交付される収入です。  
財源は各健康保険組合が調整保険料相当分を健康保険組合連合会へ拠出しています。  
新年度は、10,000千円を見込みました。(収入全体の0.4%)



## 主な支出

### ●保険給付費

皆さんやご家族が受診したときの自己負担以外の医療費の支払いや、出産・傷病時の手当金・埋葬・高額療養費等各種給付金等の費用です。  
新年度は、前年度予算比 0.1%減の910,792千円を見込みました。(支出全体の40.3%)

### ●高齢者医療制度等への納付金

健保組合では、65歳～74歳の医療費として前期高齢者納付金、75歳以上の医療費として、後期高齢者支援金など、国への納付金が、前年度予算比 15.2%増の1,191,043千円となる見込みです。(支出全体の52.6%)

### ●保健事業費

経済環境の不透明な状況の中、保健指導宣伝費、体育奨励費などは前年度と同額とし、疾病予防費の人間ドックは前年度575人に対し659人(2/21現在)と増員し、希望者全員を受入れることができました。  
なお、「特定健康診査・特定保健指導」は平成31年度は第3期計画の2年目になり、生活習慣病に着目した疾病予防の観点から、前年以上に実施率の向上を進めていきます。今年度は、保健事業費全体では前年度予算比 11.8%増の30,751千円を計上しました。(支出全体の1.4%)

## 保険料率について

### 〈健康保険料率〉

一般保険料は、基本保険料・特定保険料に区分され、基本保険料は保険給付や事業運営にかかる費用、特定保険料は高齢者等の医療を支える納付金等にそれぞれ充てられます。内訳は変わりますが、健康保険料率(一般保険料率+調整保険料率)は前年度と同率です。

#### \* 保険料率と負担割合

		被保険者	事業主	合計	負担割合
一般保険料率 ①	基本保険料率	17.615/1,000	17.615/1,000	35.23/1,000	折半
	特定保険料率	29.795/1,000	29.795/1,000	59.59/1,000	折半
	合計	47.410/1,000	47.410/1,000	94.82/1,000	折半
調整保険料率 ②		0.590/1,000	0.590/1,000	1.18/1,000	折半
健康保険料率 (①+②)		48.00/1,000	48.00/1,000	96.00/1,000	折半

### 〈介護保険料率〉

介護保険料率も前年度と同率としました。

#### \* 保険料率と負担割合

	第2号被保険者たる被保険者	事業主	合計	負担割合
介護保険料率	7.50/1,000	7.50/1,000	15.00/1,000	折半

# 保健事業計画

区分	種 目	事業内容の概要	区分	種 目	事業内容の概要
特定健康診査事業費	1. 受診券	受診券の配布	疾病予防費	1. 人間ドック	40歳以上被保険者及び被扶養配偶者 対象 申込者659名(前年比+84人)
	2. 特定健康診査	40歳～74歳の被保険者・被扶養者 300人(事業主健診除く)		2. 家庭常備薬の斡旋・補助	被保険者対象 ¥800/人の補助 (海外勤務者及び任意継続者除く)
特定保健指導事業費	1. 利用券	案内・利用券及び郵送代		3. インフルエンザ予防接種料補助	全被保険者・被扶養者対象 ¥1,000/人の補助
保健指導宣伝費	2. 動機付け支援	} 予定実施者数 210人	体育奨励費	1. 体育大会補助	} 休止
	3. 積極的支援			2. 体力増進助成金	
1. 共同保健指導宣伝費	健保連本部と共同事業	3. 「海の家」開設			
2. 組合機関紙(健保だより)	各事業所PDF配信	4. 冬山スキー			
3. 育児雑誌(赤ちゃんとママ)	赤ちゃんとママ月刊誌配布	5. 健康増進施設利用補助			
4. 生活習慣病予防セミナー開催	専門保健師招聘し、40～50人を対象				

## 主な保健事業のお知らせ

### 1. 特定健康診査について

- ・対象者：40歳以上75歳未満の被扶養者(家族)、任意継続の方(年齢はH32.3月末現在)
- ・受診可能期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日
- ・H31.3月下旬、対象者全員に「特定健診受診券(セット券)」を配布します。  
受診可能な健診機関に直接申込みのうえ、受診して下さい。
- ・費用負担：全額健保組合が負担します。(追加検査が発生した場合は自己負担になります。)
- \* 詳細は受診券送付の際、同封する案内をご覧ください。

### 2. 特定保健指導について

- ・対象者：40歳以上75歳未満の被保険者(本人)及び被扶養者(家族)で健診の結果、特定保健指導(積極的支援、動機付け支援)対象と判定された方
- ・対象者で事業所に勤務されている被保険者の方は、健康医学予防協会の保健師、管理栄養士等より指導を受けます。被扶養者、任意継続の方は保健指導が可能な健診機関で健保組合からの受診券(セット券)、または利用券を使用し、指導が受けられます。

### 3. 人間ドックについて

- ・H31年度の間人間ドックはH30.11月に案内済、H31.1月に申込を終了しております。  
平成32年度分はH31.11月に案内を発出予定。  
申込期間はH31.12.1からH32年1月中旬を予定しています。

### 4. 家庭常備薬の斡旋について

- (1) 対象者：当健康保険組合被保険者(海外勤務者及び任意継続者除く)
- (2) 実施時期：平成31年8月前半注文書回収～10月納品
- (3) 費用負担：一人800円まで健康保険組合が負担、800円を上回る分は自己負担で給与天引



### 5. インフルエンザ予防接種の補助について

- (1) 対象者：当健康保険組合被保険者・被扶養者(日本国内での接種に限る。詳細は別途案内)
- (2) 接種期間：平成31年10月1日～平成32年1月末日
- (3) 補助金額：一人年一回 1,000円

check!

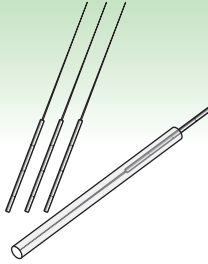
## あはき療養費の支払方法について

あ



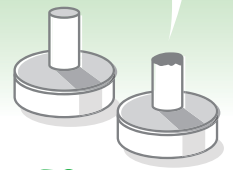
あん摩・マッサージ・指圧

は



はり

き

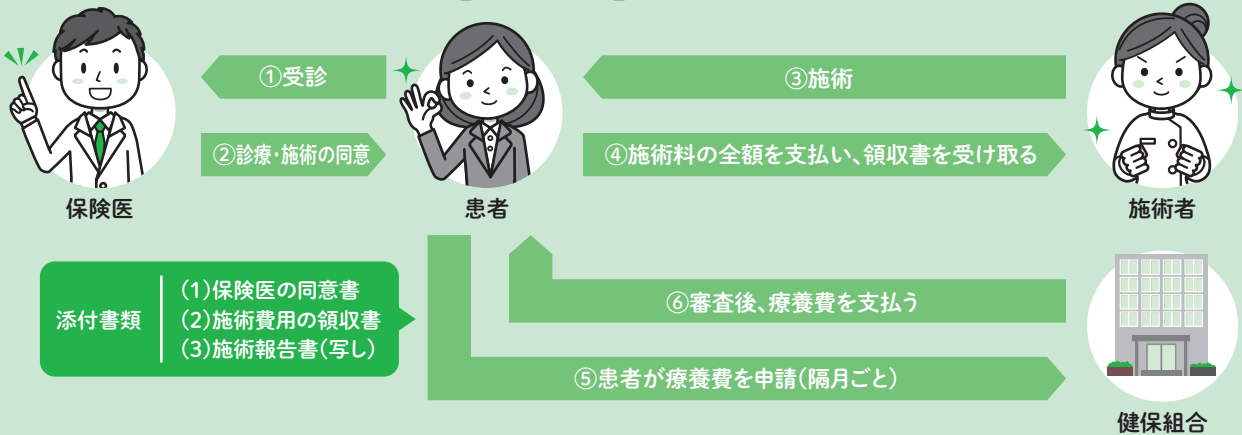


灸(きゅう)

平成31年1月より、「あはき療養費」(あん摩・マッサージ、はり、きゅうの施術における支払方法)において、従来の「償還払い」に対し「受領委任払い」が導入され、どちらの方式とするか組合会の決議が必要になり、2/21の組合会で、当健保組合は従来より実施している「償還払い」を選択しました。

※「受領委任払い」は患者が施術者に一部負担金を支払い、その後施術者が患者に代わり健保組合に療養費を請求する方式…不正請求への牽制、誤った安易な(または制度の誤解による)受診の面で問題あり。

### <【償還払い】のイメージ>



### 保険適用となる施術に必要な 保険医の同意・再同意のポイント

- ① 医療機関の保険医(主治の医師)の診療が必要です。
- ② 同意書(文書)の交付が必要です。
- ③ 同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6ヶ月です。
- ④ 施術期間が6ヶ月を過ぎた場合、再同意書(文書)の交付が必要です。

### はり・きゅう施術 保険適用となる疾病

#### <対象となる疾病>

- ・神経痛
- ・五十肩
- ・リウマチ
- ・腰痛症
- ・頸腕症候群
- ・頸椎捻挫後遺症

- ・主に上記6疾病であり、慢性病で保険医による適当な治療手段がない場合に限り保険適用となる。
- ・対象疾病であっても、同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合は対象外になる。

### あん摩・マッサージ・指圧施術 保険適用となる症状

#### <対象となる症状>

- ・筋麻痺
- ・筋萎縮
- ・関節拘縮 など

- ・医療上、マッサージを必要とする症状に限り保険適用となる。
- ・同一疾病より、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合は対象外になる。

- ・保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
- ・疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。